

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ 10月から「子ども手当」が変わります

● 問い合わせ先 児童福祉課 ☎(52)1114

申請が
必要です

子ども手当 一問一答

子ども手当はもらえますか?
A お子さんが児童養護施設などに入所している場合は、原則として入所している施設の設置者等が子ども手当を受け取ることになります。

一問一答」をご覧ください。
※平成24年3月末までに申請すれば、10月分からの手当を受け取ることができます。

支給額が変わります

- 手当の月額（平成23年10月分～平成24年3月分）
 - ・ 0歳～3歳未満 15,000円（一律）
 - ・ 3歳～小学校修了前 10,000円（第3子以降は15,000円）
 - ・ 中学生 10,000円（一律）
- ※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月～3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

ご注意ください!

- 次の方は速やかに申請してください。（3月までに申請しても遡って受け取れません。）
- ・ 10月以降に下野市に転入した方
- ・ 10月以降にお子さんが生まれた方

申請をお忘れなく!

これまで受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つすべての方は、申請が必要となります。（※公務員の方は勤務先へ申請）

また、これまでと支給対象となる方が変わる場合があります。詳しくは、「子ども手当

10月以降に下野市に転入した方は、転入した日（転出予定日）の次の日から、10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。

Q どうして現在子ども手当を受給している人も申請をするのですか?

A 新しい法律により支給要件等の変更が行われたことから、改めて支給の対象となるかどうかを確認する必要があります。

Q 子どもが海外に住んでいる場合は子ども手当をもらえないのですか?

A お子さんが海外に住んでいる場合は、原則として子ども手当を受け取ることはできません。

ただし、お子さんが海外の学校に留学している方は、子ども手当を受け取ることができます。

Q 子どもが児童養護施設などに入所している場合は、子

Q 滞納している保育料や学校給食費などを子ども手当から差し引くということを聞きましたか?

A 10月からは、子ども手当から保育料を差し引くことが可能となります。

また、同意していただいた方については、学校給食費などを差し引いて子ども手当を支給することができます。

